

神戸市喫煙所整備経費等補助金交付要綱

2024 年 5 月 1 日 環境局長決定

改正 2025 年 3 月 28 日

改正 2026 年 5 月 11 日

改正 2026 年 8 月 4 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、喫煙所整備及び維持管理に関する経費について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月 2 日神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、神戸市喫煙所整備経費等補助金（以下「補助金」という。）の交付等に関して必要な事項を定め、神戸市ばい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例（平成 20 年 3 月 31 日神戸市条例第 48 号。以下「条例」という。）第 1 条の実現に資することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、条例に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 喫煙所 建物（コンテナ型等の屋外密閉型を含む）内にある、専ら喫煙をするための施設をいう。ただし、加熱式たばこ専用は除く。
- (2) 補助事業 補助対象となる喫煙所（以下「補助喫煙所」という。）を整備する事業をいう。
- (3) 補助事業者 第 7 条の交付決定を受けた者をいう。
- (4) 供用開始日 補助事業の完了後、供用を開始する日をいう。

(補助の要件)

第 3 条 補助喫煙所は、別表第 1 に定める要件すべてに適合するよう整備及び維持管理を行わなければならない。

(対象者)

第 4 条 補助事業の対象となる者は次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、国、独立行政法人、地方公共団体は除く。

- (1) 市内の建物の所有者及び占有者
- (2) 市内の土地の所有者及び占有者
- (3) その他市長が特に認めるもの

2 前項に定めるもののほか、対象者は、次に掲げるすべての条件を満たす者とする。

- (1) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる事業者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等による手続きをしている事業者でないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体等、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当する団体でないこと。
- (4) 国税（法人税、所得税、消費税（地方税を含む））及び神戸市税を含む地方税を滞納している又は未申告である事業者でないこと。

（対象経費及び補助金の額）

第5条 補助対象となる経費は、補助事業者が実施する別表第2に掲げる補助対象経費とする。ただし、市等の他の事業により補助や補償等を受ける部分に係る費用は除く。

2 補助金の額は、予算の範囲内で、前項に定める補助対象経費の10分の10に相当する額とし、次に定める額を上限とする。また、算定した補助金総額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(1) 整備経費

1,000万円

ただし、地下階に整備する場合にあっては2,000万円

(2) 維持管理経費

年額270万円

ア 神戸市指定喫煙所制度実施要領に定める指定喫煙所（以下「指定喫煙所」という。）に指定されているものに限る。

イ 交付決定を受けようとする年度の4月1日から翌年3月31日までを対象とする。ただし、年度の途中に供用を開始し、又はこれを中止し、若しくは廃止した場合は、月割をもって計算する。なお、1か月に満たない月については、日割りをもって計算する。

3 補助金の交付は、市長が特に必要と認める場合を除き、建築物1棟につき1回とする。なお、建築物1棟で複数の場所に設置する場合は、まとめて申請するものとし、前項の上限を適用する。ただし、市長が特に認めるときは、整備経費については2,000万円を前項の上限として適用する。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、神戸市喫煙所整備経費等補助金交付申請書（様式第1号）に記載し、別表第3に掲げる書類を添付の上で、補助事業開始の30日前までに、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

2 整備経費は、再度の申請をすることはできない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

3 維持管理経費は、初回の申請をした年度の翌年度以降も申請することができる。

（交付決定）

第7条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容

等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを審査し、補助金の交付の決定をしたときは、神戸市喫煙所整備経費等補助金交付決定通知書（以下「交付決定通知書」という。）（様式第2号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、神戸市喫煙所整備経費等補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから30日以内に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。
- 4 市長は、補助金の交付の決定を行うにあたって、補助事業完了の期限等、条件を付することができる。

（申請の取下げ）

- 第8条 補助金の交付の申請を行った者は、前条第1項の交付決定通知書を受領した場合において、当該通知に付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、神戸市喫煙所整備経費等補助金交付申請取下書（様式第4号）により申請の取下げを行うことができる。
- 2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

（補助事業の変更等）

- 第9条 補助事業者は、補助事業の内容等の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは神戸市喫煙所整備経費等補助金変更承認申請書（様式第5号）を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは神戸市喫煙所整備経費等補助金中止・廃止承認申請書（様式第6号）を、市長に対し提出し承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の変更の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを審査し、承認することとしたときは、神戸市喫煙所整備経費等補助金変更承認通知書（様式第7号）により補助事業者には通知するものとする。
 - 3 市長は、前項の審査の結果、承認することが不適当であると認めたときは、神戸市喫煙所整備経費等補助金変更不承認通知書（様式第8号）により補助事業者には通知するものとする。
 - 4 第1項の軽微な変更は次のとおりとする。ただし、補助事業の目的に変更の無い場合に限る。
 - （1） 補助事業者が補助事業の見直し等を行うことにより、補助金の対象となる経費が減額となる場合で、減額する金額が第7条第1項の規定により通知した補助金の決定額の100分の10に満たないとき
 - （2） 製造元等の機種更新等により、実際に導入する喫煙設備が、補助金の交付を申請した際に導入を予定していた喫煙設備の同等品以上のものとなるとき

(事情変更による決定の取消し等)

- 第10条 市長は、第7条第1項の規定により補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、神戸市喫煙所整備経費等補助金の事情変更による交付決定取消・変更通知書(様式第9号)により補助事業者へ通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。
- (1) 補助事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
 - (2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費
- 4 第6条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

(事業開始届)

- 第11条 補助事業者は、新たに喫煙所を整備する場合について、第7条第1項の規定による交付決定通知書を受領後、事業開始するとともに、神戸市喫煙所整備経費等補助金事業開始届(様式第10号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- (1) 工事契約書、注文書及び請書又はその他の工事に係る契約を締結したことを示す書類の写し
 - (2) 工事工程表
 - (3) その他市長が特に必要と認める書類
- 2 補助事業者は、補助事業の進捗を管理できる者(以下「工事責任者」という。)を選任のうえ、前項の事業開始届に記載しなければならない。

(調査等)

- 第12条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(実績報告)

- 第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業等が継続して行われている場合には各年度の末日)又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、速やかに神戸市喫煙所整備経費等補助金実績報告書(以下「実績報告書」という。)(様式第11号)に別表第4に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第14条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査、領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、神戸市喫煙所整備経費等補助金

額確定通知書（以下「確定通知書」という。）（様式第 12 号）により補助事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の確定額が、交付決定通知書に記載の補助金の決定額と同額である場合は、補助金規則第 16 条第 3 項の規定に基づき、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の交付）

第 15 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の確定通知書を受領後ただちに、市長に神戸市喫煙所整備経費等補助金交付請求書（様式第 13 号）を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に、前条第 1 項の規定により決定した補助金の確定額の全部又は一部について概算払又は前金払をすることができる。
- 3 市長は、補助事業者から請求を受けた日から 30 日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第 16 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は補助対象期間を変更することができる。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
 - （2）補助金を他の用途に使用したとき。
 - （3）補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - （4）別表第 1 に定める要件を満たさないことが判明したとき。
 - （5）地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - （6）補助事業者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員であることが判明したとき。
 - （7）前各号に掲げるもののほか、法令、条例若しくはこの要綱の規定に違反したとき又はこの要綱に基づく市長の指示に従わなかったとき。
- 2 市長は、前項の規定により、補助金交付の取消し又は補助対象期間を変更したときは、神戸市喫煙所整備経費等補助金交付決定取消通知書（様式第 14 号）又は神戸市喫煙所整備経費等補助金補助対象期間変更通知書（様式第 15 号）により通知するものとする。
 - 3 市長は、第 1 項の規定により、補助対象期間を変更するときは、変更後の対象期間に応じて補助金を算定するものとし、算定方法は第 5 条第 2 項の維持管理経費の規定を準用する。

(補助金の返還)

第 17 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、第 14 条第 1 項の規定により補助金の交付額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定した交付額を超える額に相当する額の返還を命ずるものとする。

3 補助事業者は、市長から前 2 項の命令を受けたときは、市長の定める期限内に市長の指定する方法で返還しなければならない。

(関係書類の整備)

第 18 条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の交付を受けた日から 5 年間保存しなければならない。

(補助事業者の責務)

第 19 条 補助事業者は、補助喫煙所の設置予定場所周辺の居住者や店舗等に対し、十分な説明及び協議に努めるとともに、補助喫煙所に関する苦情等については自らの責任で対応しなければならない。

2 補助事業者は、次条第 1 項により処分が制限される財産について、第 14 条第 1 項の規定による補助金の額の確定の通知の日から次の各号に定める時点のいずれか短い方を経過するまでの期間中（以下「処分制限期間」という。）は、補助事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）を適切に維持管理しなければならない。

(1) 5 年

(2) 災害又は火災により損壊したとき、都市計画事業等を施行するために必要であるとき等、補助事業者の責に帰することのできない事由により取り壊す必要がある時点

3 補助事業者は、補助喫煙所が、市の職権により、指定喫煙所となることを了承しなければならない。

4 補助事業者は、神戸市指定喫煙所制度実施要領を遵守しなければならない。

5 補助事業者は、補助喫煙所の周知について、市が実施する事業に協力しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 20 条 補助事業者は、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、処分制限期間内に取得財産を処分する場合は、あらかじめ神戸市喫煙所整備経費等補助金財産処分承認申請書（様式第 16 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、喫煙所の整備に対して交付した補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合は、この限りでない。

3 市長は、前項の承認にあたり、別表第 5 の左欄に掲げる経過期間に応じ、右欄に定める金額の返還納付等を条件として付すものとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

4 前項の返還金の額の算定において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(その他)

第21条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、2024年5月1日から施行する。

この要綱は、2025年4月1日から施行する。

この要綱は、2026年5月11日から施行する。

この要綱は、2026年8月4日から施行する。

神戸市喫煙所整備経費等補助金交付要綱（別表）

別表第 1 （第 3 条関係）

	屋内型喫煙所	屋外閉鎖型喫煙所
形態	建物内にあるもの	屋外にあり、屋根と壁で完全に囲まれているもの（コンテナ型等）
共通要件	（１）・整備経費 設置する敷地が条例第 8 条第 1 項に規定する路上喫煙禁止地区内または路上喫煙禁止地区から概ね 100m 以内もしくは別図に定める区域内にあること。 ・維持管理経費 設置する敷地が条例第 8 条第 1 項に規定する路上喫煙禁止地区内または路上喫煙禁止地区から概ね 100m 以内にあること。 （２）設置する敷地から概ね 100m 以内に本市が設置または運営する喫煙所もしくは指定喫煙所（設置予定を含む）がないこと。 ただし、設置により、周辺の路上喫煙防止及び生活環境の向上に特に資すると認められる場合はこの限りではない。 （３）公共の用に供し、無償で一般に開放され、誰もが利用できること。 （４）床面積が 5 平方メートル以上であること。 （５）概ね 1 日 8 時間以上かつ週 5 日以上供用すること。 （６）供用日においては、毎日清掃等を行うなど適切な維持管理を行い、喫煙所内外の美観を保つこと。 （７）供用開始後、5 年以上継続した運営が見込めること。 （８）健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）や兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例（平成 24 年 3 月 21 日兵庫県条例第 18 号）など関係法令等を遵守しており、公序良俗に反しない形態及び運営であること。 （９）交付申請日の属する年度の末日までに供用開始すること。ただし、事業計画書において、予め市の承認を受けている場合はその限りでない。 （１０）喫煙所の設置によって周辺の生活環境改善が見込まれると市長が認める場所にあること。	
個別要件	（１）道路または公共的通路（建物内の通路で誰もが自由に通行できるところをいう。）から直接出入りできること。	（１）出入口を開放した際の開口面において、喫煙所内に向かう気流が 0.2m/秒以上確保される換気扇等を設置すること。

	(2) 道路に面していない場合は、建物内の喫煙所の位置について建物入り口に案内掲示があること。 (3) 店舗に併設する場合は、店舗部分と壁などで明確に区画されていること。 (4) たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。 (5) 出入口を開放した際の開口面において、喫煙所内に向かう気流が0.2m/秒以上確保される換気扇等を設置すること。 (6) 常にたばこの煙を直接屋外に排出することができること。	(2) 「屋外分煙施設の技術的留意事項」(平成30年11月9日付け健発1109第6号厚生労働省健康局長通知)を遵守すること。
--	---	---

別表第2 (第5条第1項関係)

補助対象項目	補助対象経費
整備経費	・内装工事費用(壁・床など) ・給気設備費用(ガラリなど) ・排気設備費用(換気扇など) ・ダクトおよび工事費用 ・出入口扉および設置費用 ・分煙機・脱臭機等空気清浄機類費用 ・空調設備および工事費用 ・灰皿等の備品購入費用(喫煙所に必要なものに限る) ・その他市長が必要と認めるもの
維持管理経費	・清掃・ごみ処理経費 ・空気清浄機等機器保守委託費 ・水道光熱費 ・その他市長が認めるもの

別表第3（第6条第1項関係）

補助対象項目	添付書類
整備経費	（1） 事業計画書 （2） 収支予算書 （3） 工事見積書 （4） 施設及び設備の仕様及び外形図 （5） 施設及び設備の設置（予定）場所を示す位置図 （6） 施設及び設備を設置する土地又は建物を賃貸借等する場合は、賃貸借契約書等の写し（契約締結前は、契約書案の写しを可とするが、第7条第1項の規定により交付決定があった場合は、交付決定後、速やかに契約締結後の賃貸借契約書等の写しを提出すること。） （7） 緊急連絡体制 （8） 神戸市指定喫煙所設置にかかる周辺区域への説明等について （9） その他市長が必要と認めるもの
維持管理経費	（1） 事業計画書 （2） 収支予算書 （3） 緊急連絡体制 （4） その他市長が必要と認めるもの

別表第4（第13条関係）

補助対象項目	添付書類
整備経費	(1) 事業実績報告書 (2) 収支決算書 (3) 補助事業の契約関係書類の写し（経費の内訳が分かる書類を含む） (4) 補助事業の請求書、領収書又は振込金受取書の写し (5) 前号に規定する書類で証明される金額が、第3号に掲げる契約関係書類の金額と異なる場合は、その理由書 (6) 喫煙施設及び設備の完成引渡書の写し (7) 喫煙施設を設置した場所を示す位置図 (8) 建物内外主要部分の写真 (9) 工事完了後の喫煙所の面積が分かる書類 (10) その他市長が必要と認めるもの
維持管理経費	(1) 事業実績報告書 (2) 収支決算書 (3) 補助事業の契約関係書類の写し（経費の内訳が分かる書類を含む） (4) 補助事業の請求書、領収書又は振込金受取書の写し (5) 前号に規定する書類で証明される金額が、第3号に掲げる契約関係書類の金額と異なる場合は、その理由書 (6) その他市長が必要と認めるもの

別表第5（第20条第3項関係）

経過期間（※）	金額
(1) 4年以上5年未満	整備経費に係る補助額の1／5に相当する金額
(2) 3年以上4年未満	整備経費に係る補助額の2／5に相当する金額
(3) 2年以上3年未満	整備経費に係る補助額の3／5に相当する金額
(4) 1年以上2年未満	整備経費に係る補助額の4／5に相当する金額
(5) 1年未満	整備経費に係る補助額全額

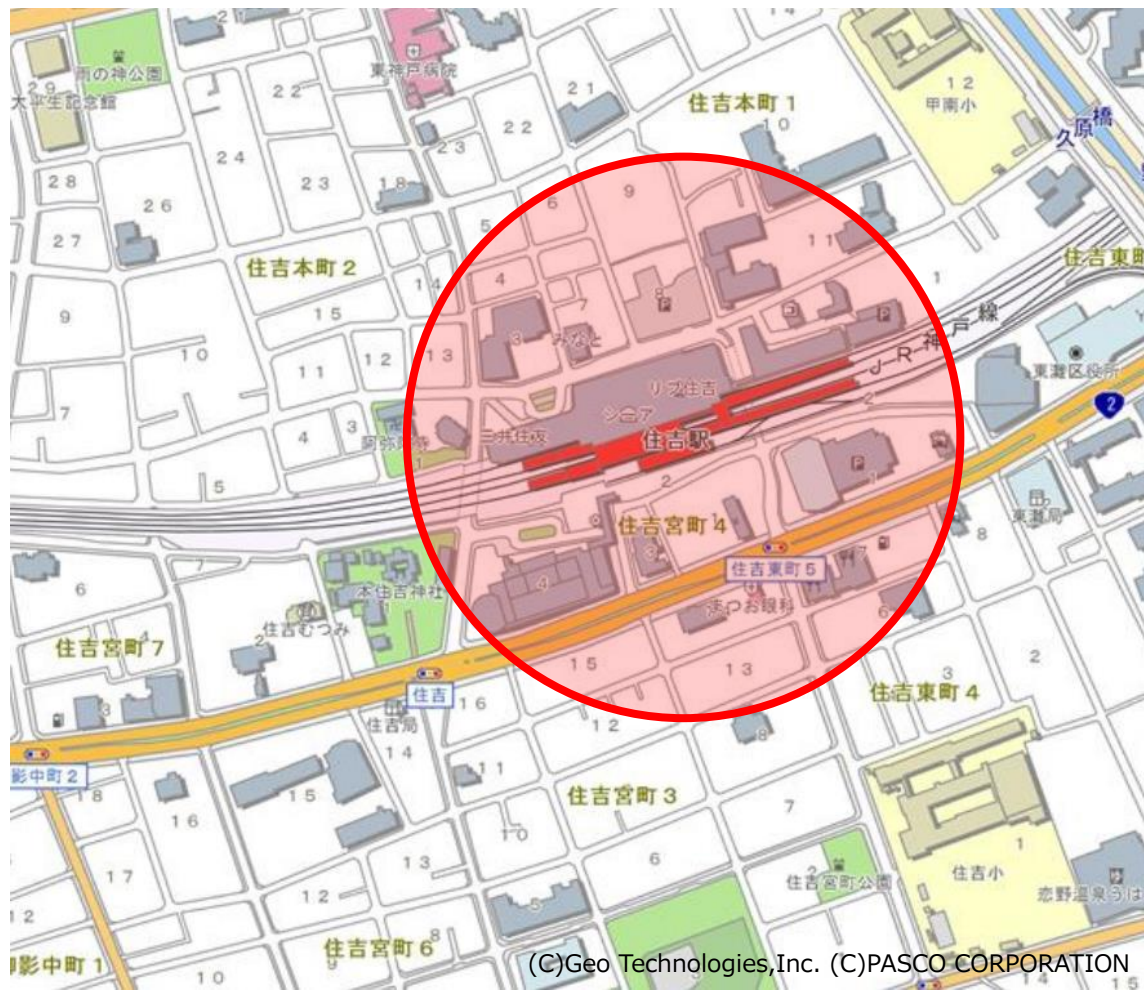
※ 経過期間とは、補助事業の完了後、補助喫煙所の供用開始日から第3条に掲げる補助の要件を満たさなくなった日または神戸市指定喫煙所制度実施要領に基づく指定の取消し日までの期間とする。

神戸市喫煙所整備経費等補助金交付要綱（別図）

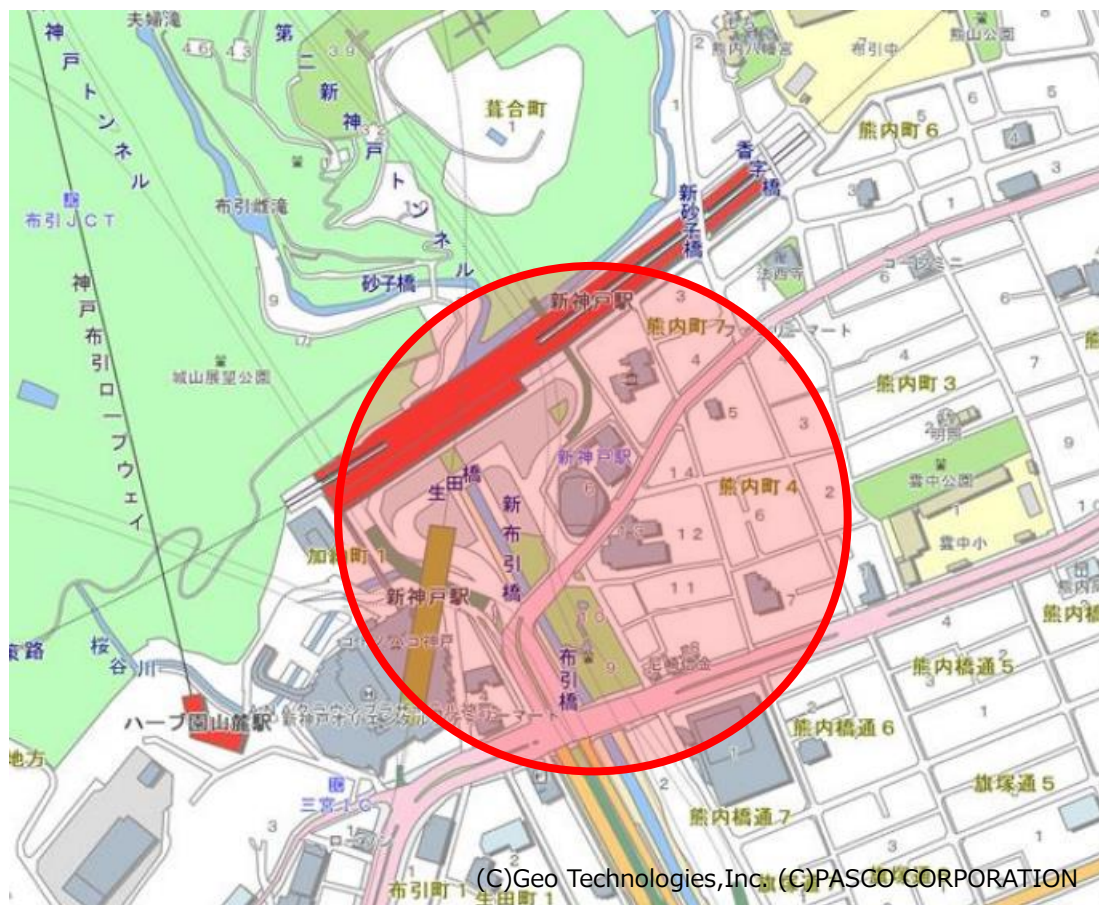
別図

喫煙所を設置する敷地が、概ね赤枠内（中心地から半径 160m圏内）にあるものを整備経費の補助対象とする。

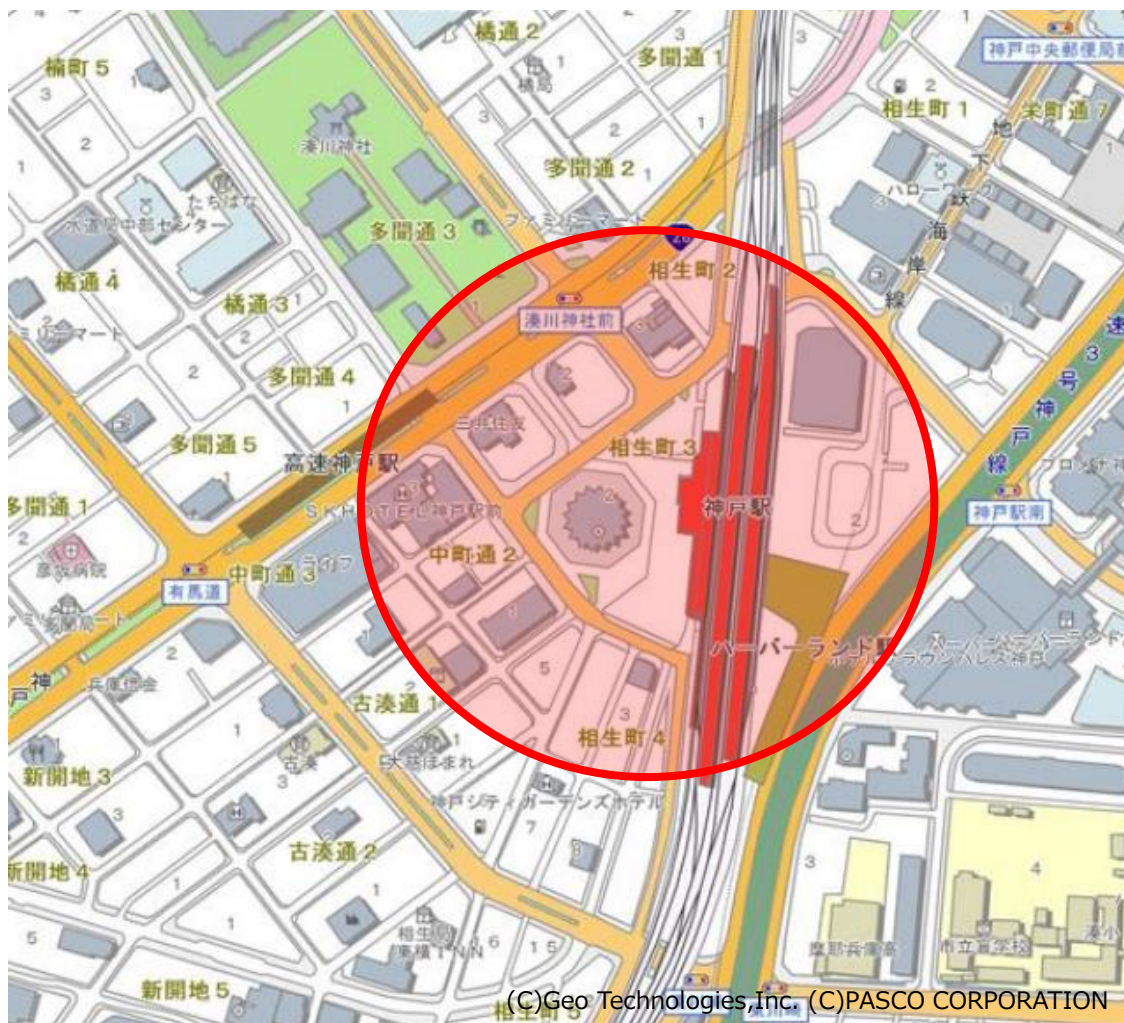
住吉駅周辺



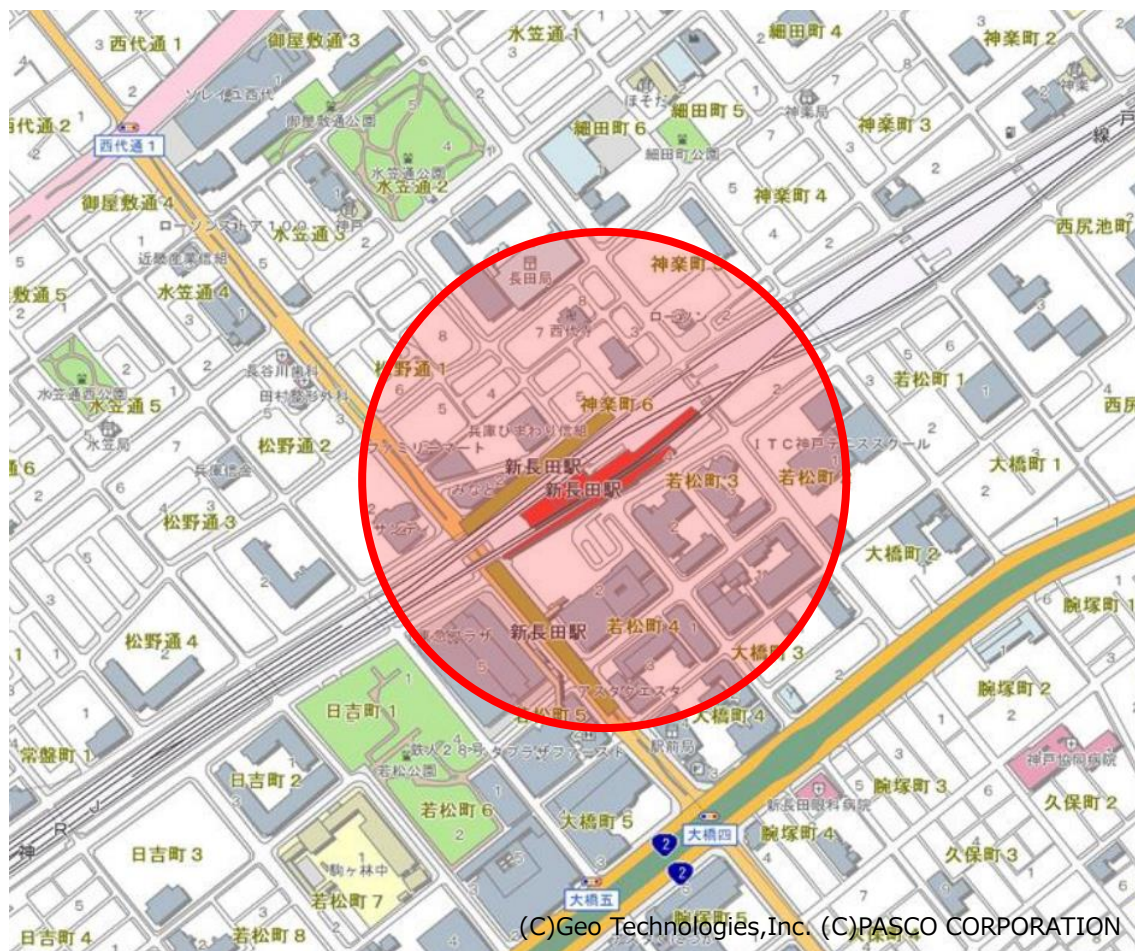
新神戸駅周辺



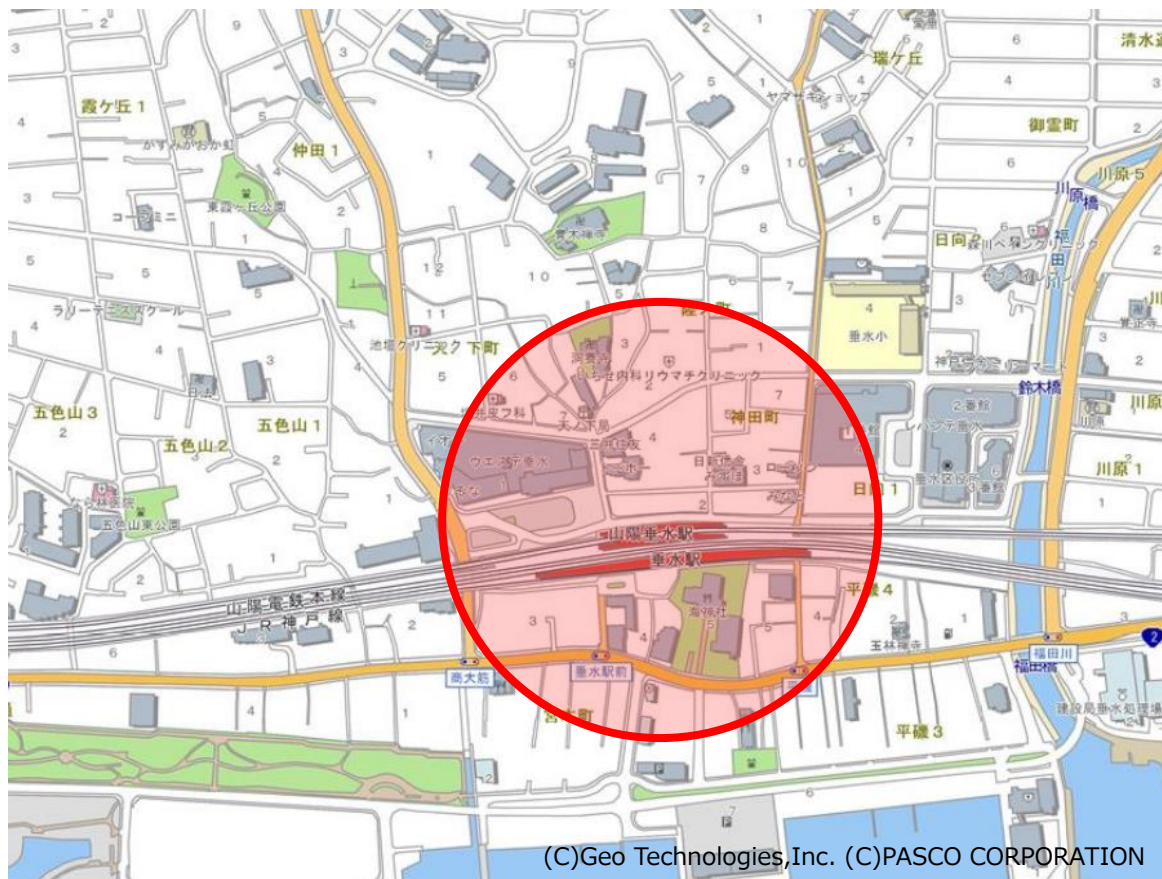
神戸駅周辺



新長田駅周辺



垂水駅周辺



(様式第 1 号)

年 月 日

(提出先) 神 戸 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

神戸市喫煙所整備経費等補助金交付申請書

標題の補助金について交付を受けたいので、神戸市喫煙所整備経費等補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

(1) 補助金の額 整備経費 金 _____ 円

維持管理経費 金 _____ 円

(2) 算出の基礎

2 補助事業等の名称、目的及び内容

(1) 名称 (喫煙所の名称)

(2) 目的

(3) 内容

3 補助事業等の開始日及び完了予定日

年 月 日～ 年 月 日

4 添付書類

(様式第 2 号)

第 号
年 月 日

様

神戸市長

神戸市喫煙所整備経費等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった神戸市喫煙所整備経費補助金については、次のとおり交付することとしたので、神戸市喫煙所整備経費等補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により通知します。

- 1 補助事業等の名称
- 2 補助金の決定額 金 _____ 円
- 3 補助金の交付の条件
- 4 その他

(様式第 3 号)

第 号
年 月 日

様

神戸市長

神戸市喫煙所整備経費等補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった神戸市喫煙所整備経費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、神戸市喫煙所整備経費等補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

- 1 補助事業等の名称
- 2 不交付決定の理由

(様式第 4 号)

年 月 日

(提出先) 神 戸 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

神戸市喫煙所整備経費等補助金交付申請取下書

年 月 日付け 第 号にて通知のあった神戸市喫煙所整備経費補助金の交付決定について、神戸市喫煙所整備経費等補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により申請を取り下げます。

- 1 補助金交付決定通知書を受け取った日 年 月 日
- 2 申請を取下げの理由

(様式第 5 号)

年 月 日

(提出先) 神 戸 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

神戸市喫煙所整備経費等補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、神戸市喫煙所整備経費等補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

(様式第 6 号)

年 月 日

(提出先) 神 戸 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

神戸市喫煙所整備経費等補助金中止・廃止承認申請書

年 月 日付け 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、神戸市喫煙所整備経費等補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間))

(様式第 7 号)

第 号
年 月 日

様

神戸市長

神戸市喫煙所整備経費等補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった神戸市喫煙所整備経費等補助金交付要綱
第 9 条第 1 項に規定する承認申請について、次のとおり承認することを通知します。

- 1 承認する内容等
- 2 承認条件

(様式第 8 号)

第 号
年 月 日

様

神戸市長

神戸市喫煙所整備経費等補助金変更不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった神戸市喫煙所整備経費等補助金交付要綱
第 9 条第 1 項に規定する承認申請について、次のとおり承認しませんので通知します。

1 不承認の理由

(様式第 9 号)

第 号
年 月 日

様

神戸市長

神戸市喫煙所整備経費等補助金の事情変更による交付決定取消・変更通知書

年 月 日付け 第 号にて交付決定した神戸市喫煙所整備経費等補助金について、神戸市喫煙所整備経費等補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり取消・変更したので通知します。

- 1 取消し・変更の内容
- 2 取消し・変更の理由

(様式第 10 号)

年 月 日

(提出先) 神 戸 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

神戸市喫煙所整備経費等補助金事業開始届

年 月 日付け 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、次のとおり開始しましたので、神戸市喫煙所整備経費等補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

名称 (喫煙所の名称)	
所在地	神戸市
事業開始日	年 月 日
事業完了予定日	年 月 日
工事責任者 (連絡先)	氏名
	(日 中 の 連 絡 先) 電話番号
	(緊 急 連 絡 先) 電話番号

(様式第 11 号)

年 月 日

(提出先) 神 戸 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

神戸市喫煙所整備経費等補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、神戸市喫煙所整備経費等補助金交付要綱第 13 条の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 補助事業等の名称

2 補助金対象額 整備経費 金 _____ 円

維持管理経費 金 _____ 円

3 添付書類

(様式第 12 号)

第 号
年 月 日

様

神戸市長

神戸市喫煙所整備経費等補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号にて交付決定した神戸市喫煙所整備経費等補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、神戸市喫煙所整備経費等補助金交付要綱第 14 条第 1 項の規定により通知します。

補助金の確定額 金 _____ 円

(様式第 13 号)

年 月 日

神戸市喫煙所整備経費等補助金交付請求書

1 補助事業等の名称

2 補助金の請求額 整備経費 金 _____ 円

維持管理経費 金 _____ 円

上記のとおり、補助金を交付されたく請求します。

神戸市長 宛

住 所	
団 体 名	
代表者名	

・振込先口座

金 融 機 関 名		銀行		支店
預 金 種 目	1. 普通 2. 当座 その他 ()			
口 座 番 号				
口 座 名 義				

※請求者と振込先口座の名義が異なる場合は受領委任状兼口座指定書を提出すること。

(様式第 14 号)

第 号
年 月 日

様

神戸市長

神戸市喫煙所整備経費等補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号にて交付決定した神戸市喫煙所整備経費等補助金については、次のとおり交付決定を取り消したので、神戸市喫煙所整備経費等補助金交付要綱第 16 条第 2 項の規定により通知します。

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由

(様式第 15 号)

第 号
年 月 日

様

神戸市長

神戸市喫煙所整備経費等補助金補助対象期間変更通知書

年 月 日付け 第 号にて交付決定した神戸市喫煙所整備経費等補助金については、次のとおり補助対象期間を変更したので、神戸市喫煙所整備経費等補助金交付要綱第 16 条第 2 項の規定により通知します。

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

(様式第 16 号)

年 月 日

(提出先) 神 戸 市 長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名)

神戸市喫煙所整備経費等補助金財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号にて交付決定の通知を受け、補助事業により整備した部分を下記のとおり処分したいので、神戸市喫煙所整備経費等補助金交付要綱第 20 条第 2 項の規定により申請します。

記

名称 (喫煙所の名称)	
所在地	神戸市
完成年月日 (処分制限期間)	年 月 日 (処分制限期間 年)
補助金の確定額	金 円
処分区分・目的	
処分の相手方・ 処分後の管理	
処分の対価	金 円 (目的外使用及び貸付けにより発生する収益も記載すること)